資料2

パブリック・コメントについて

1 パブリック・コメント手続きとは

市の基本的な事項を定める計画等の策定に当たり、策定しようとする計画等の目的、内容等に関する事項を広く公表し、それに対して市民等からの意見及び情報の提出を受け、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方について公表する一連の手続きのこと。

※出典：古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（第2条）をもとに作成

2 意見を提出できる者

（1）市内に住所を有する者
（2）市内に事務所または事業所を有する者
（3）市内の事務所または事業所に勤務する者
（4）市内の学校に在学する者
（5）本計画に直接的に利害関係を有する者

3 周知の方法

（1）市ホームページへの掲載
（2）各種公共施設への掲示
　市役所正面玄関ロビー、サンコスモ古賀（ロビー、健康介護課カウンター）
　市隣保館「ひだまり館」、リーパスプラザ、市立図書館
（3）広報誌への掲載
　広報こが11月号（10月16日発行）

4 意見提出期間（公表した日から30日以上を確保）

令和8年11月6日（金）から令和8年12月7日（月）の32日間

5 意見の提出

（1）方法
　①健康介護課窓口への書面の提出
　②郵便その他の方法による送付
　③FAX
　④電子メール
（2）必要記載事項
　住所、氏名（団体名）、連絡先（電話番号）

6 結果の公表

（1）必要記載事項は公表しない
（2）提出意見内容、提出者数
（3）提出意見の政策への反映の有無とその理由
（4）公表方法は市ホームページの掲載や公共施設への設置により行う。意見提出者への個別の回答は行わない